

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年9月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100230 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100049 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 3 年 11 月 30 日から平成 4 年 11 月 30 日に訂正し、平成 3 年 11 月から平成 4 年 9 月までの標準報酬月額を 18 万円、平成 4 年 10 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

平成 3 年 11 月 30 日から平成 4 年 11 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 11 月 30 日から平成 4 年 11 月 30 日まで

A 社には、平成 4 年 11 月 29 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では平成 3 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失しているため、請求期間を被保険者期間になるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者の A 社における離職年月日は、平成 4 年 11 月 30 日と記録されている上、請求者から提出された妻の年金手帳によると、請求者の妻は、請求期間において国民年金第 3 号被保険者であった旨記載されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成 4 年 11 月 30 日と記録されていたところ、平成 5 年 1 月 27 日付けで、当該記録及び平成 4 年 10 月 1 日の定時決定の記録を取消し、平成 3 年 11 月 30 日に遡って資格喪失年月日を訂正する処理を行ったことが確認できる。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について、請求者の資格喪失年月日が訂正処理された日と同日の平成 5 年 1 月 27 日付けで、平成 4 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額を減額する処理又は平成 3 年 11 月 30 日に遡って資格喪失年月日を訂正する処理を行ったことが確認できる。

さらに、A 社の元事業主は、請求期間当時、社会保険料の滞納があり、滞納額を軽減するために社会保険事務所 (当時) の指導により、請求者の厚生年金保険

被保険者資格を遡って喪失させる届出を行った旨回答及び陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、平成5年1月27日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について、平成3年11月30日に遡って被保険者資格を喪失させる合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、事業主が社会保険事務所に対し当初届け出た平成4年11月30日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、遡及訂正前のオンライン記録から、平成3年11月から平成4年9月までは18万円、平成4年10月は19万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100195号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年8月16日から平成25年*月*日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成24年8月16日とされているが、請求期間も継続して勤務していたので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している、A社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の備考欄には、平成24年8月15日退職と記載されているところ、同社は、請求者の請求期間に係る勤務について、平成24年8月15日退職とし、その後、確認できる資料はなく日付は不明であるが、パートとして再雇用した旨回答している。

また、請求者から提出された支給明細書及びA社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「支給明細書等」という。)によると、請求期間も請求者に対し給与が支払われていることから、勤務日が不明のため再雇用された日は特定できないが、請求者は、請求期間の一部期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者は平成24年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、上述の支給明細書等により、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100196号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年8月1日から平成14年11月5日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、入社から30月近く経過した平成14年11月5日とされているので、請求期間について年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の履歴書の写し及び平成12年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「平成12年分源泉徴収簿」という。)、同社の回答、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答しているところ、請求期間のうち平成12年8月1日から同年12月1日までの期間について、上述の平成12年分源泉徴収簿によると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求期間のうち平成12年12月1日から平成14年11月5日までの期間について、A社は、当該期間に係る資料を保管しておらず、請求者も給与明細書等の資料を保管していない上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答、陳述又は資料は得られないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。